

第24回名取市農業委員会総会議事録

1. 日 時 令和8年4月27日（月）
開 会 午後2時00分
閉 会 午後3時46分
2. 場 所 名取市市役所6階第1会議室
3. 提出議案
議案第1号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見決定について
議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請に対する許可決定について
議案第3号 農地転用事業計画変更承認申請に対する意見決定について
議案第4号 農業経営基盤強化促進法第19条第6項の規定による変更申出に対する意見について
議案第5号 令和8年度最適化活動の目標の設定について
4. 報告事項
報告事項
(1) 農地法第5条の規定による届出について
(2) 農地法第4条の規定による届出について
(3) 農地賃貸借権解約について
(4) 農地使用貸借権解約について
(5) 農地の現状変更届出について
5. 出席委員（29人）
会 長 15番 引地 長一
農業委員 1番 板橋 英昭 2番 入間川 康弘 3番 松浦 朋子
 4番 大友 政基 5番 遠藤 勝典 6番 昆布谷 功治
 7番 佐伯 美和 8番 渡邊 正明 9番 阿部 芳昭
 10番 相澤 喜美 11番 松浦 岩男 12番 入間川 昭一
 13番 佐藤 勝浩 14番 大内 繁徳

推進委員 1番 大内 伸一 2番 山路 康則 3番 菅野 弘一
 4番 齋 重昭 5番 長田 満 6番 渡邊 定信
 7番 墨繪 広之 8番 引地 恒裕 9番 武田 由美子
 10番 浅井 照久 11番 松浦 正博 12番 松浦 崇
 14番 相澤 早苗 15番 川村 吉則
欠席推進委員 13番 西山 剛
6. 事務局出席職員
事務局長 仙石 明光 事務局長補佐 渡邊 広美 主幹 渡邊 恭子
7. 会議の内容 別紙議事録のとおり

第24回名取市農業委員会総会議事録

【開 会】

午後2時00分、ただいまから名取市農業委員会第24回総会を開催いたします。
本日の総会は、農業委員15名、農地利用最適化推進委員14名、計29名出席です。
よって名取市農業委員会会議規則第8条の規定に基づき、総会は成立していることを報告いたします。

【修 礼】

【議長選任】

名取市農業委員会会議規則第7条の規定により、会長が議長となる。

【議事の内容】

○ 会長（引地長一）

◎議事録署名委員の指名

議長において、次の2名を議事録署名委員に指名をした。

8番 渡邊 正明 委員 9番 阿部 芳昭 委員

◎議事の概要

《議案第1号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見決定について》

○ 議長（引地長一会長）

それでは議事に入ります。議案第1号「農地法第5条の規定による許可申請に対する意見決定について」を議題といたします。松浦岩男代表委員、説明をお願いします。

○ 3班代表委員（松浦岩男委員）

第3班代表委員の松浦岩男です。説明不足の点については、同じ班の担任委員会の方々と並びに事務局からの補足をお願いします。

議案第1号「農地法第5条の規定による許可申請に対する意見決定について」、農地法第5条の規定により、下記農地の申請があったので意見を求める。令和8年4月27日提出。

番号1、高館川上字東北畑45番1、地目は登記現況ともに畑、登記面積は2,171㎡のうち181㎡。転用目的は宅地。下水管布設用地となります。譲渡人・譲受人の住所・氏名に関しましては網掛けの通り。開発許可は否、転用目的に係る事業又は施設の概要については売買、価格は㎡あたり552円、総額100,000円。下水管布設ということであります。

議案第1号につきましては、4月22日の担任委員会で現地調査を行い、譲受人等

より実情を聴取いたしました。

位置図・公図につきましては、議案書の3ページ、審査内容及び土地利用計画については、担任委員会資料の1ページ及び2ページをご覧ください。

1番、申請地は、高館小学校から320mほど南、市道三日町川上線西側沿いに位置し、農業振興地域の農用地区域外の第2種農地となります。

譲受人は、高館川上字東北畑41番1の宅地を購入し、農家住宅を建築することとしています。農家住宅建築と併せて、新規就農することとしております。これは第2号議案にもでてきております。議案第2号においても、宅地に隣接する高館川上字東北畑41番3の農地を購入する申請を提出しています。農家住宅建築にあたり、この集落は、下水道事業計画区域であり、公共下水道への接続が必要となり、污水管を敷設するため申請に至ったものです。

申請地は、幅約4m、長さ約44mを譲り受け、盛土は行いません。雨水は自然浸透とし、污水排水は発生しません。農業用排水路における取水排水はありません。この畑には現在麦が植えられており、また、土砂の流出などによる周辺農地への影響は発生しないと考えます。なお、雑草対策として、防草シートを設置することとしています。

番号2、下増田字広浦19番41、地目は登記現況ともに畑。2番、3番は関連があるため続けて読み上げます。番号3、下増田字広浦19番42、地目は畑。現況は雑種地、19番41は579㎡。19番42は3,077㎡。転用目的は車両通路と駐車場となっております。譲渡人・譲受人の住所・氏名に関しましては網掛けの通り。

開発許可は否、転用目的に係る事業又は施設の概要については売買、価格は19番41については、㎡あたり2,366円、総額1,370,000円。転用目的は大型車両通路となっております。19番42については、㎡あたり1,625円、総額5,000,000円。転用目的は大型車両、従業員駐車場としております。また追認事案として始末書が提出されております。

位置図・公図につきましては、議案書の4ページ及び5ページ、審査内容及び土地利用計画については、担任委員会資料の3ページから5ページをご覧ください。

2番及び3番、申請地は、寺野排水機場から130mほど南、市道飯塚開発線北側沿いに位置し、農業振興地域の農用地区域外の第2種農地となります。

譲受人は、岩沼及び名取で、建物解体、リサイクル、産業廃棄物収集運搬業を営んでおり、岩沼市にある空港リサイクルセンターが手狭となり、周辺に宅地がなく、騒音、粉塵の影響が少ない、十分な面積を確保できる土地を探していたところ、下増田字広浦26番1の原野が適地であったため、申請地と一体的に利用することが望ましいと考えたことから今回の申請に至ったものです。

転用目的は、2番が大型車両の通路として、3番が大型車両の一時駐車場(待機所)と4台程度の従業員駐車場として利用するものです。

申請地は、盛土は行いません。雨水は自然浸透とし、污水排水は発生しません。

農業用排水路における取水排水はありません。また、土砂の流出などによる周辺農地への影響は発生しないと考えております。

なお、3番については申請にあたり、平成30年4月頃から太陽光パネル工事の従業員等の駐車場として賃貸借を行い、更には、出入口部分を一部アスファルト舗装も施された状況にあり、転用手続き遺漏が判明しています。

今回の件につきましては、申請人は、深く反省している旨の始末書が提出されていることから、追認はやむを得ないと考えるところです。今後は、農地転用に際して、農地法を遵守するように指導注意しました。

番号4、愛島北目字神子ノ入1番、地目は登記現況ともに畑、登記面積は846㎡。転用目的は太陽光発電設備。譲渡人・譲受人の住所・氏名に関しましては議案資料の通り。開発許可は否、転用目的に係る事業又は施設の概要については売買、価格は㎡あたり709円、総額600,000円。太陽光パネルが136枚、パワーコンディショナーが9台ということであります。

位置図・公図につきましては、議案書の6ページ、審査内容及び土地利用計画については、担任委員会資料の6ページ及び7ページをご覧ください。

申請地は、県道仙台岩沼線沿いの旧北目区生活センターから500mほど西北西に位置し、農業振興地域外、第2種農地となります。愛島北目の丘陵にある休耕地で、太陽光発電事業の条件を満たすことができる適地として判断し、譲渡人から同意を得たことから今回の申請に至ったものです。太陽光発電設備は、整地のみを行い、雨水は自然浸透、周辺にフェンスを設置することとしており、年3回程度、草刈を実施若しくは防草シートを設置することになっております。

周辺農地には、土砂流出など影響が発生しないものと考えます。万が一、周辺農地に被害が生じた場合は、適切に対処し、全責任を負うこととしております。なお、工事の際は、周辺地権者に配慮することをお願いしました。また、この譲受人には遠方なため、連絡先を表示した看板を設置することを要望しました。議案1号につきましては、申請内容に問題はないものと考えます。以上です。

○ 議長（引地長一会長）

ありがとうございました。次に農地利用最適化推進委員の山路康則委員に意見等について、お話ししていただきたいと思います。

○ 農地利用最適化推進委員（山路康則推進委員）

議案第1号について、担任委員会の現地調査に同行し、実情調査に立ち会いました。

1番は、農家住宅建設にあたり公共下水道への接続するため、污水管を敷設するための転用であり、盛土を行わず、雨水は自然浸透とし、污水排水は発生しません。

また、農業用排水路における取水排水はありません。

なお、雑草対策として、防草シートを設置することとしています。

2番及び3番は、車両通路及び駐車場への転用であり、盛土は行わず、周辺には農地がありませんが、土砂流出は発生しないと考えます。雨水は自然浸透とし、污水排水は発生しません。農業用排水路からの取水排水はありません。

なお、申請の際、転用手続き遺漏が判明し、申請人からは、始末書が提出されており、追認はやむを得ないと考えます。

4番は、太陽光発電設備への転用であり、周辺農地に影響を及ぼさないよう、適宜

草刈を行うこと、工事中は、周辺地権者に配慮するようお願いしました。

議案第1号については、周辺農地への影響が生じないため、申請内容に問題がないと考えます。以上です。

○ 議長（引地長一会長）

ありがとうございました。ただいま議案第1号について両委員から説明、意見等をいただきました。この案件について質問はありませんか。

○ 12番委員（入間川昭一委員）

議案2番、3番の売買ということですが、1㎡あたりの単価ですが、2番は2,366円、3番は1,625円でこの差が741円の開きがあります。同じ場所でなぜこのような単価の違いで売買が成立されているのでしょうか。

○ 議長（引地長一会長）

松浦岩男代表委員お願いします。

○ 3班代表委員（松浦岩男委員）

この方については、担任委員会で委任されている方がお見えになってお聞きしましたが、その売買単価の値段の相違については聞いておりませんでした。

○ 議長（引地長一会長）

ありがとうございました。ここの農地は畑ですが、道路に面しているから高いとか安いとかあるのですか。

○ 3班代表委員（松浦岩男委員）

両方とも面しております。ただ入口の方がある程度整地されており、駐車場側の方が未整地でしたので、その部分の経費がかかっているのではないかと思います。

○ 議長（引地長一会長）

わかりました。入間川昭一委員、今の回答でよろしいでしょうか。

○ 12番委員（入間川昭一委員）

売手さえよければなんのこともございません。

○ 8番委員（渡邊正明委員）

議案2番、3番の件についてですが、追認議案ということで、大型車両とか従業員駐車場として使っていたということでこの土地を売買するという趣旨ですが、この周りに盛土も何もしませんという話ではありますが、解体の残骸の資材置場としても使用するというのでしょうか。分かれば説明をお願いします。

○ 3班代表委員（松浦岩男委員）

申請地はあくまでも車の出入口と駐車場。解体地については奥の方にありまして、解体業、いわゆるコンクリートや鉄筋、そういうものを碎いて分けて販売するというのを、ここで区分けをして行うということです。申請地はあくまでも大型車の駐車場と出入口だけであって、解体作業地はこの申請には含まれていません。一応どういう形で作業を行うかお伺いしましたところ、先程話したような内容で場所を探していたということでもあります。

○ 8番委員（渡邊正明委員）

原野で野菜も作っていない感じですか。

○ 3班代表委員（松浦岩男委員）

この辺りは何も無いところで、傍には排水機場が隣にあるだけで、何も迷惑のかかるような場所ではありません。なお事務局の方からも説明させていただきます。

○ 議長（引地長一会長）

それでは事務局お願いします。

○ 事務局（仙石局長）

では皆さん、4ページ、5ページを見ていただきたいと思います。26-4という地番は寺野排水機場となります。20-1という地番が昔の宮農となり、現在は太陽光パネルが設置されて、メガソーラー施設になっております。25-3というところが、今、タイヤホイールの修理工場の建物が建っています。その先は寺野の排水機場しかございませんので行き止りの道路となっています。今回19-42、26-1の東側ですが、先程松浦委員も説明しましたところですが、産廃の保管場所となっております。説明のあったとおりタイヤが積み重なっておりますし、その先も事業者が別ですが産廃施設となっております。ご存じのとおり、このエリアは広浦を含めて、解体屋の資材置場、解体施設になっていて、コンクリート片とかいろいろなものがうず高く積み上げられているエリアとなっております。こちらもそのような状況となっております。今回の26-1については、原野ということで19-40が通路となって26-1を細々と利用していたのですが、今回申請人からこちらを産廃場として使いたいと。19-4ですとあまりにも通路が狭すぎますので、大型車両を通行させるために19-41を利用する。19-40については車両待機所もしくは従業員の駐車場というような利用となるということで申請があがっております。こちらは元々草も生えて、なかなかもう耕作の域にもはいつていなかったという状況でもあります。特に19-42については少し高くなっておりまして、周辺の状況からすると、何らかの形で盛土されているのかなという状況でありました、以上です。

○ 議長（引地長一会長）

ありがとうございました。この説明でよろしいですか。

○ 8番委員（渡邊正明委員）

はい、今の説明ですが、コンクリートの破片とかタイヤが積み重なっているのは不法投棄ではないのでしょうか、それはそれで構わないのでしょうか。

○ 3班代表委員（松浦岩男委員）

この産廃のコンクリートは売買するらしいです。ということで今置いてあるものはなくなるらしいです。まだ鉄筋とか置いてありますので、囲って入らないようにしますということです。あとは皆さんの判断にお任せします。

○ 議長（引地長一会長）

はい、事務局長。

○ 事務局（仙石局長）

今回はこちらの方はコンクリート片ということで盛土というふうになります、やはりその辺は盛土法とかそういうものには規制されるかとは思いますが、その辺は産廃業者さんですので適正に管理されるものと理解しております。以上です。

○ 8 番委員（渡邊正明委員）

では来年農地パトロールがあつた時に、担当の方に見て来ていただきたいという風に思います。

○ 議長（引地長一会長）

ここの申請地は現在営業していますが、鉄くずが山になっていますが、この外壁は囲ってあるのですか。

○ 3 班代表委員（松浦岩男委員）

今からです。申請があつて許可がおりてからです。まだやっておりません、これからです。

○ 議長（引地長一会長）

その他ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○ 議長（引地長一会長）

「なし」との声がありましたので採決に移りたいと思います。議案第 1 号について原案の通り決定することに、賛成の方は挙手をお願いします。

〔挙手全員〕

○ 議長（引地長一会長）

挙手全員でありますので、議案第 1 号は原案の通り決定といたします。

《議案第 2 号 農地法第 3 条の規定による許可申請に対する許可決定について》

○ 議長（引地長一会長）

議案第 2 号に入る前に、議案と関連がありますので、松浦正博推進委員は退席をお願いします。

〔松浦正博推進委員退席〕

○ 議長（引地長一会長）

議案第 2 号、農地法第 3 条の規定による許可申請に対する許可決定について議題といたします。松浦岩男代表委員説明をお願いいたします。

○ 3 班代表委員（松浦岩男委員）

議案第 2 号農地法第 3 条の規定による許可申請に対する許可決定について、農地法第 3 条の規定により、下記農地の申請があつたので意見を求める。令和 8 年 4 月 27 日提出。

議案第 2 号農地法第 3 条の許可申請については、今回、24 件となっていることか

ら、利用権終了継続である番号8から番号24までの申請内容の読み上げは省略することを許可願いたいと思います。

番号1、杉ヶ袋字前沖298番1、地目、登記田、現況畑、773㎡、同じく前沖375番2、地目 登記現況とも田、8.05㎡、杉ヶ袋字前沖490番2、地目 登記現況とも田、2,975㎡、杉ヶ袋字懸向111番1、地目、登記現況とも畑、1,042㎡、合計4,798.05㎡であります。売買、譲受人及び経営面積につきましては網掛けのとおりです。世帯員7人、労力人7人、売買単価は10aあたり、300,000円で総額1,439,415円であります。

番号1につきましては、この譲渡人は離農、譲受人は経営規模拡大を図るための売買であります。

番号2、高館川上字東北畑41番3、地目、登記現況とも畑であります。登記面積は605㎡で、売買、譲渡人、譲受人及び経営面積につきましては網掛けのとおりです。世帯員2人、労力人2人、売買単価は10aあたり、82,644円で総額50,000円であります。これは5条申請の関連の事業でありまして、地主さんからの要望に応えたというようなことで是非買ってもらいたいとのことであります。この方は新規就農ということで、作業計画はナス、ピーマンの二期作で対応するということであります。〇〇ファームから農機具を借りて行う、また地主さんからの機械の提供を受けて農業をやるということであります。

番号3、愛島塩手字前野田59番3、地目、登記現況とも畑、939㎡。同じく塩手字前野田60番5、地目、登記現況とも畑、587㎡。合計登記面積は1,526㎡になります。譲渡人、譲受人及び経営面積につきましては網掛けのとおりです。世帯員6人、労力人2人、売買単価は10aあたり、655,307円で総額1,000,000円であります。

番号4、高館吉田字真坂2番1、地目、登記現況とも田、1,756㎡。同じく真坂2番6、地目、登記現況とも田、704㎡。合計登記面積は2,460㎡になります。賃貸借権の設定であります。譲渡人、譲受人及び経営面積につきましては網掛けのとおりです。世帯員6人、労力人1人、賃借権の設定期間は10年間。10aあたり15,000円。

番号5、愛島笠島字一本木135番、地目、登記現況とも田、登記面積は515㎡、愛島笠島字一本木137番、地目、登記現況とも田、登記面積は515㎡、愛島笠島字一本木138番、地目、登記現況とも田、登記面積は515㎡、愛島笠島字一本木141番、地目、登記現況とも田、登記面積は515㎡、愛島笠島字一本木142番、地目、登記現況とも田、登記面積は515㎡、愛島笠島字釜本223番1、地目、登記現況とも田、登記面積は3,166㎡、合計登記面積は5,741㎡で賃貸借権設定であります。譲渡人、譲受人等は網掛けのとおりです。世帯員1人、労力人1人、賃貸借権設定で期間は5年間。10aあたり玄米23kg及び玄米30kg。ここについては現地を見たのですが、遊休農地があるということで、皆さんにお諮りしていきたいと思いますので、適宜ここで休憩をお願いしたいと思います。

○ 議長（引地長一会長）

しばらくちょっと休憩いたします。

〔休憩〕

○ 議長（引地長一会長）

それでは再開いたします。

○ 3班代表委員（松浦岩男委員）

番号6、愛島北目字田小屋201番、5,249㎡、同じく田子屋203番1、2、654㎡、地目、登記現況とも田であり、登記面積は合計で7,903㎡になります。賃貸借権設定、譲渡人、譲受人等及び経営面積につきましては網掛けのとおりです。世帯員4人、労力人1人、賃貸借権の設定で10年間。10aあたり玄米30kg。

番号7、上余田字吉原字356番、469㎡、登記現況ともに田、上余田字吉原字357番、510㎡、登記現況ともに田、上余田字吉原字358番、926㎡、登記現況ともに田。登記面積は合計で1,905㎡になります。譲渡人、譲受人等及び経営面積につきましては網掛けのとおりです。世帯員9人、労力人3人、賃貸借権の設定で10年間。10aあたり玄米60kg。6番7番は新しく農地法第3条の規定により賃貸借設定を新規に行うものであります。

番号8から24番までは利用権設定終了の継続ということであります。契約年数が2年が1件、5年が8件、10年が8件、あと賃貸借ですけれども、物納が30kgが9件、40kgが4件、45kgが1件、60kg1件、あとお金の方が10aあたり10,000円と10aあたり22,471円で行っているということで、皆さんもあとでこちらの資料を見ていただきたいと思いますので、何かありましたら説明していきたいと思います。それでは審議していただきたいと思います。

○ 議長（引地長一会長）

ありがとうございました。次に農地利用最適化推進委員の山路康則委員に意見等について、お話ししていただきたいと思います。

○ 農地利用最適化推進委員（山路康則推進委員）

議案第2号について、担任委員会で実情調査及び申請書類並びに航空写真等で確認を行いました。

1番は、経営規模拡大による売買です。

2番は、新規就農による売買です。譲受人は、市内で知人の農業者の下で農作業を行っていることから、今後、地域の担い手として期待するものであります。

3番は、経営規模拡大による売買です。

4番は、新たに農地法第3条にて賃貸借契約を行うものです。

5番は、新たに農地法第3条にて賃貸借契約を行うものですが、全部効率利用が確認できない農地があるとのことですので、審議保留はやむを得ないと考えます。

6番及び7番は、新たに農地法第3条にて賃貸借契約を行うものです。

8番から24番は、利用権設定等促進事業の期間満了に伴い、引き続き賃貸借を新

たに農地法第3条にて契約を結ぶものです。

議案第2号の許可について、5番を除き、農地法第3条の判断基準を満たしていることから、問題はないと考えます。以上です。

○ 議長（引地長一会長）

ありがとうございました。ただいま議案第2号について両委員から説明、意見等いただきました。この案件について質問はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○ 議長（引地長一会長）

「なし」との声がありましたので採決に移りたいと思います。

○ 事務局（渡邊事務局長補佐）

一点補足説明をさせていただきたいところがございます。番号の22番になりますが、今回の貸付人の方ですが、申請があった後に今月お亡くなりになられたということが確認できました。今回議案の方にあげさせてもらっておりますが、今回の審議で皆様にご承認いただいた後には、譲受人の相続人の方が地位を継承しますので、その方に許可書の方を交付させていただきたいと考えております。なお、相続人がのちに誰か判明した時には、相続された方が確認できる書類を添えて、相続が行われた旨の手続きをしていただくということで、この内容については継続させていただきたいと考えております。以上です。

○ 議長（引地長一会長）

はい、ありがとうございました。それでは採決いたします。議案第2号について原案の通り決定することに、賛成の方は挙手をお願いします。

〔挙手全員〕

○ 議長（引地長一会長）

挙手全員でありますので、議案第2号は原案の通り決定といたします。

ここで議案第2号案件は終了となります。松浦正博推進委員の着座をお願いします。

〔松浦正博推進委員入室〕

《議案第3号 農地転用事業計画変更承認申請に対する意見決定について》

○ 議長（引地長一会長）

次に、議案第3号農地転用事業計画変更承認申請に対する意見について議題といたします。それでは松浦岩男代表委員、説明をお願いします。

○ 3班代表委員（松浦岩男委員）

議案第3号、議案第3号農地転用事業計画変更承認申請に対する意見について、申請者より下記のとおり事業計画変更承認申請があったので意見を求める。令和8年4月27日提出。

申請者の住所氏名、申請者は網掛けのとおりです。変更の承認を受けようとする土地は愛島笠島字西南沢88番1、登記現況ともに田、面積は1,309㎡ということでもあります。

変更とする事業計画の詳細は、川内沢ダム取水放流設備工事に伴う事務所及び駐車場として使用していたが、工事の工期が延長することにより、賃借権設定期間を変更したいとの申し出があったため、本申請をすることとなった。

なお、転用目的の変更はなし。また、変更前の賃借権の設定は令和6年4月24日より1年11ヶ月。変更後の賃借権の設定は令和6年4月24日より2年6ヶ月で今月の4月30日で打ち切りということで、今回また申請ということで10月30日まで申請いただきました。議案第3号について、担任委員会の現地調査に同行し、代理人がお見えになり聞き取りいたしました。

位置図、公図につきましては議案書の13ページをご覧ください。今回の申請は令和6年3月の第35回総会において、令和6年4月24日付、宮城県指令第17号にて一時転用として農地法第5条の許可を受けております。当初計画では賃借権の設定期間は1年11ヶ月としておりましたが、川内沢ダム本体工事の工期が延長することに伴い、一時転用の期間の変更に至ったものです。

なお賃借期間については令和6年4月24日から令和8年3月31日までで一時転用を終了しておりましたが、工期の延長を確認したものの、工期の完了が不確定であったことから計画変更承認申請手続きが遅延したものであります。

今回の件につきましては、申請人は深く反省している旨の始末書が提出されていることから追認はやむを得ないと考えております。なお、今回は申請人に対して工期内に申請を提出するよう指導、注意しました。このことについては、申請に問題はないと考えております。以上です。

○ 議長（引地長一会長）

ありがとうございました。次に農地利用最適化推進委員の山路康則委員に意見等について、お話ししていただきたいと思います。

○ 農地利用最適化推進委員（山路康則推進委員）

議案第3号について、担任委員会の現地調査に同行し、実情調査に立ち会いました。川内沢ダム本体工事の工期が延伸することに伴い、一時転用の期間の変更するものです。なお、申請の際、計画変更承認申請手続きの遅延が発生しており、申請人からは、顛末提出されており、追認はやむを得ないと考えます。議案第3号については、申請内容に問題はないと考えます。以上です。

○ 議長（引地長一会長）

ありがとうございました。ただいま議案第3号について両委員から説明、意見等をいただきました。このことについて質問はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○ 議長（引地長一会長）

「なし」との声がありましたので採決に移りたいと思います。議案第3号について原案の通り決定することに、賛成の方は挙手をお願いします。

〔挙手全員〕

○ 議長（引地長一会長）

挙手全員でありますので、議案第3号は原案の通り決定いたします。

《議案第4号 農業経営基盤強化促進法第19条第6項の規定による変更申出に対する意見決定について》

○ 議長（引地長一会長）

次に議案第4号農業経営基盤強化促進法第19条第6項の規定による変更申出に対する意見について議題といたします。事務局説明をお願いいたします。

○ 事務局（渡邊事務局長補佐）

議案第4号農業経営基盤強化促進法第19条第6項の規定による変更申出に対する意見について。申請者より、下記のとおり名取市地域計画変更申出があったので意見を求める。令和8年4月27日提出。

番号1、大字・字・地番。高館川上字東北畑45番1、登記・現況ともに畑。登記面積2,171㎡のうち181㎡、申請人住所・氏名は記載の通りです。開発許可は否。地域計画の変更目的、宅地、(下水管布設用地)（令和8年4月、農地法第5条による許可。）

番号2、下増田字広浦19番41、登記・現況ともに畑。登記面積579㎡、申請人住所・氏名は記載の通りです。開発許可は否。地域計画の変更目的、車両通路（令和8年4月、農地法第5条による許可。）

番号3、愛島北目字神子ノ入1番、地目は登記・現況ともに畑。登記面積846㎡、申請人住所・氏名は記載の通りです。開発許可は否。地域計画の変更目的、太陽光発電設備（令和8年4月、農地法第5条による許可。）以上になります。

○ 議長（引地長一会長）

ただいま事務局から説明がなされました。質問はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○ 議長（引地長一会長）

「なし」との声がありましたので採決いたします。議案第4号について、原案の通り変更することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

〔挙手全員〕

○ 議長（引地長一会長）

挙手全員でありますので、議案第4号は原案の通り決定といたします。

《議案第5号 令和8年度最適化活動の目標の設定について》

○ 議長（引地長一会長）

次に、議案第5号令和8年度最適化活動の目標の設定について議題といたします。
事務局、説明をお願いします。

○ 事務局（渡邊事務局長補佐）

はい。続きまして、16ページをお開き下さい。議案第5号令和8年度最適化活動の目標の設定について。このことについて、農業委員会による最適化活動の推進等について、令和4年2月2日付け、3経営第2584号、農林水産省経営局長通知に基づき、別紙令和8年度最適化活動の目標の設定等（案）の通り、令和8年度最適化活動の目標を設定したいので提案する。令和8年4月27日提出。うち設定する内容、別紙令和8年度最適化活動の目標の設定（案）の通り。

本日皆様にお配りしておりますが、別紙ということで2枚つづりのホチキス止めのものがざいます。こちらの方ですが例年最適化活動の目標ということで、目標を掲げながら1年間推進をしていくという内容になっております。

1ページ目の農業委員会の状況につきましては、昨年度と同じになっております。続きまして2ページ目になりますが、最適化活動の状況になりますけれども、こちらの方は現状についての課題、あとまたさらに今年度の目標を設定しているところです。遊休農地の解消につきましても、現状については、昨年度、皆様に8月に農地パトロールをしていただきました内容を踏まえて、こちらの方でも把握した内容を現状ということで記載させてもらっております。

3ページ目になりますが、新規参入の促進、また最適化活動の活動目標になりますけれども、こちらの方が現状課題ということで、令和7年度のものが、新規参入の促進で①に入っております。

目標につきましても、過去3年分の平均ということで、経営異動の面積と新規参入者への貸し付け等について、公表する面積ということで掲げております。

2番につきまして、最適化活動の活動目標になりますけれども、こちら1人当たりの活動日数になりますが、昨年度が6日ということで日にちの方を設定させてもらっておりました。皆様に毎月ですが最適化活動ということで活動の報告をいただいておりますが、月としまして6日間よりちょっと2日間多くなりますけれども、圃場に出たとか、地域の方から相談を受けたとか、会議に出席していろんなお話を聞いて助言をしたとか、そういった内容のものを報告いただいて、活動ということで計上していただきたいと思います。

これまでも何回かご案内させてもらっておりましたが、こちらの方に掲げている目標の日数であったり、(2) 番の設定目標に出てくる内容、また(3) の新規参入の相談会への参加目標などが、補助金の対象になっておりますので、日頃行っていращいる内容につきましては、是非記載いただいて報告の方をお願いしたいと思います。

2 番については、(2) の活動強化月間の設定目標ということで、4 項目掲げておりますが、活動強化月間の設定回数 3 回となっておりますが、こちら訂正で 4 回ということで、修正をお願いしたいと思います。

(3) の新規参入相談会の参加目標ということで、1 回ということで掲げておりますけれども、去年、一昨年からですね、県の農業大学校で開催しております意見交換会がございます。昨年は農業委員会の総会と日にちが重なったことから、参加には至らなかったのですが、今年度も開催するということですので、委員の皆様には是非参加いただいて、実績ということで報告できればと考えているところです。

駆け足になりますけれども、毎年このような形で目標を設定させていただいて、ホームページなどで公表するとともに、実績についても来月の総会になりますが報告をさせていただき、こちらホームページの方に公表するというふうになっておりますので、是非皆様のご協力と活動の推進につきまして、ぜひご参加の方をお願いしたいと思います。よろしくお願いします。以上となります。

○ 議長（引地長一会長）

はい。ありがとうございました。ただいま事務局から説明がなされました。目標についてなにか質問はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○ 議長（引地長一会長）

「なし」との声がありましたので採決いたします。議案第 5 号について、原案の通り変更することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

〔挙手全員〕

○ 議長（引地長一会長）

挙手全員でありますので、議案第 5 号は原案の通り承認いたします。

《報告事項（1）農地法第 5 条の規定による届出について》

《報告事項（2）農地法第 4 条の規定による届出について》

《報告事項（3）農地賃貸借権解約について》

《報告事項（4）農地使用貸借権解約について》

《報告事項（5）農地の現状変更届出について》

○ 議長（引地長一会長）

次に、報告事項（1）農地法第 5 条の規定による届出について、報告事項（2）農

地法第4条の規定による届出について、報告事項(3)農地賃貸借権解約について、(4)農地使用貸借権解約について(5)農地の現状変更届出について議題といたします。それでは事務局、説明をお願いします。

○ 事務局(渡邊事務局長補佐)

別紙議案書により報告事項(1)から(6)について説明を行い、通知及び報告等を受理した旨を説明した。

○ 議長(引地長一会長)

はい。ありがとうございました。ただいま事務局から説明がなされました。何か質問はございませんか。

○ 14番委員(大内繁徳委員)

報告事項の(5)の現状変更届ですが、届出の田の面積のうちの1,908㎡の内239㎡っていうのは何のための畑ですか。何か形を良くするとかつなぎで畑に何か作るとか、そういう理由をちょっと知りたいです。

○ 事務局(渡邊事務局長補佐)

特段形を良くということではなく、一筆ある田ですが、一部を盛土しまして、畑ということでこれまで作ってこれなかった作物を作りたいということでした。特段何かそういう理由があるということではなかったのですが、隣接するところから盛土をしまして、これまで作ってこれなかった、大豆であったり、サツマイモを植えるということでお話をいただいたところです。

○ 14番委員(大内繁徳委員)

地元の委員さんはどうですかね。

○ 8番委員(渡邊正明委員)

本人から直接聞いていないのですが、この方はまちづくりの方で畑を作っていて、今回も4月から使用できなくなるので、この方が持っている志村の農地で今大豆作っているんですね。確か今、まちづくりで引っかかった5畝ぐらいですけど、その分をここのところで作りたいということで、これであげてきたのかなと思います。ちょうどがんセンターの南側ですけども、鉄塔のあるところなのですが、今まで諏訪の住宅街の近くにあったのですが、そこがなくなるのでこちらの方に盛土をして畑を作りたいということだと思います。

○ 事務局(渡邊事務局長補佐)

今、大豆を作りたいとお話しましたが、サツマイモ等を作りたいということでした。自宅のあったところがやはり作れなくなったということもあって、田んぼの部分はこれまで通り大豆を作って、畑で盛土した部分にサツマイモや畑で作れる野菜を作っていきたいということで申請をいただいたところです。訂正させてください。

○ 議長(引地長一会長)

はい。よろしいですか。ありがとうございました。他にございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○ 議長（引地長一会長）

なしという声がありましたので、それでは報告事項（１）から（５）まで承認といたします。

《その他》

○ 議長（引地長一会長）

それでは、その他に入ります。事務局より説明をお願いします。

○ 事務局（仙石事務局長）

〔５月の農業委員会行事日程の説明〕

〔４月の農家相談、苦情等相談内容について報告〕

○ 議長（引地長一会長）

はい。ありがとうございました。ただいま事務局からの説明で何かございませんか。

○ 議長（引地長一会長）

はい。無いようですので、これをもちまして第２４回農業委員会総会の一切を終了といたします。それでは皆様よろしくをお願いします。

【閉 会】

午後３時４６分、議案審議を終了した旨を報告し、閉会を宣言した。

【修 礼】

名取市農業委員会会議規則第２３条第２項の規定により署名する。

令和８年４月２７日

名取市農業委員会
議 長

引地長一

署名委員８番

渡邊 正明

署名委員９番

阿部 芳昭